

防犯パトロールの手引き



島根県警察本部

目 次

はじめに	1
1 防犯パトロールのはじめ方	2
2 防犯パトロールの心構え	4
3 防犯パトロールの必需品	5
4 防犯パトロールの方法	6
5 防犯パトロール中の着眼点	8
6 注意事項	10
7 不審者発見時等の通報要領	11
8 防犯パトロールの活動事例	12
(1)通学路における子どもの見まもり活動 ..	12
(2)青色回転灯装着車によるパトロール ..	13
9 Q & A	14
メモ	16

はじめに

～地域の安全は地域で守る～

近年、子どもを狙った声かけ事案など、私たちの生活に身近なところで起こる犯罪が増加しています。犯罪を防止するために、県民一人ひとりが防犯意識を高め、互いに支え合い、犯罪のない安全で安心なまちをつくっていくことが重要になってきています。

県では、安全で安心な地域社会の実現のために、平成18年7月14日に「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を施行し、今まで以上に安全安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進することとしています。

地域のみなさんができる防犯活動として、最も手軽で誰でも参加でき、効果があるのは防犯パトロールです。防犯パトロールはどろぼうを捕まえる活動ではありません。パトロールしている姿を見せたり、声を掛け合うことにより、自然に地域のコミュニティーが生まれ、犯罪者を寄せ付けない街ができていくのです。

この手引きでは、これからパトロールをしてみようと考えている方や、すでにパトロールを行っているみなさんのために、効果的なパトロールを展開していくためのノウハウを紹介しています。

ぜひ、みなさんの自主防犯活動によって、地域における犯罪抑止機能を取り戻し、安全で住みよい地域社会を築いていきましょう。



1 防犯パトロールのはじめ方

● 有志を募りましょう

自治会・PTA・会社など、地域に居住する方や勤務する方で、防犯パトロールのできる方を募集しましょう。

● リーダーを決めましょう

有志の方が集まつたら、活動を効果的に推進するため、推進責任者や副責任者（リーダー・サブリーダー）を決めましょう。

● 活動方法を決めましょう

リーダーを中心に、どのような方法で活動するか話し合いましょう。

● 交番・駐在所などからの情報を参考にしましょう

地域を管轄する最寄りの交番・駐在所、警察署が発信する犯罪の発生状況や危険な場所などの情報を参考にしましょう。





活動の開始を知らせましょう

地域のみなさんへ協力を求めるためにも具体的にどのような活動をするか、回覧板を利用するなどして地域のみなさんに知らせましょう。また、最寄りの交番・駐在所へもお知らせ下さい。



最寄りの警察署、地区の防犯協会等に相談しましょう

設立、活動に当たって管轄の警察署・地区防犯協会に相談すると良いでしょう。

警察署や地区防犯協会では、地域安全活動用に腕章・タス干等の装備品を常備し、支給又は貸与を行っているところもあります。



2 防犯パトロールの心構え

防犯パトロールは、社会奉仕のために自主的に行うものであり、法律に基づく義務的なものではありません。安全で安心して住める地域づくりの基盤は、自らの手でつくるといった地域社会への貢献にあることを認識しましょう。

実施にあたっては、次のことに配意して下さい。

● 気楽に！

気負わず、肩肘を張らず、日常生活の一部として気楽にやりましょう。

● 気長に

短期間では、活動の効果は実感できないものです。

気長に続ければ、やがて気づかぬうちに防犯の輪が広がり、犯罪の起こりにくい環境が醸成され、犯罪の発生が減少していきます。

● 危険なく！

せっかく活動していても、事故に遭ったり怪我をしたのでは、継続することが難しくなってしまいます。

危険なことをする必要はありません。



3 防犯パトロールの必需品

● メモ帳

危険な場所や不審な車の特徴などをメモしましょう。



● 日誌

注意する場所などを次の人へ引き継げるよう、日誌を作成しましょう。

● 反射タスキなど

夜間パトロールの際は、事故に遭わないよう反射タスキなどをつけましょう。特に夕暮れ時は、歩行者が見えにくい状態になりますので、事故防止のために、早めに反射タスキなどをつけましょう。

● 帽子や腕章

活動中ということが見て分かるように「地域安全パトロール」などと記載された腕章や帽子などを着装しましょう。



● 懐中電灯などの携行

夜間パトロールの際は、危険回避のために、懐中電灯などを携行しましょう。



4 防犯パトロールの方法

防犯パトロールは、みんなが主体となって行うものです。

● 複数で！

2・3人以上の複数で活動しましょう。

多くの目で見ることにより、より多くの危険箇所などを発見できます。例えば、不審な車を発見したときには、1人はナンバー、1人は車の特徴、1人は運転手の特徴と、役割を決めて覚えるようにすれば、きめ細かく確認できます。

● 徒歩で！

街頭で犯罪被害に遭う方の多くは、徒歩や自転車です。

同じ視点で見ることによって、犯罪に遭いそうな場所や危険な場所などを知ることができます。危険な場所などの確認結果から、防犯灯の設置を要望する際などにも役立ちます。

また、広い地域などをパトロールするときには、車によるパトロールも効果的です。

● 声かけを！

「おはようございます」や「こんばんは」といった挨拶が大切です。

地域のみなさんが声をかけ合うことにより、地域の連帯感が醸成されます。

犯罪者は、声をかけられることを嫌います。



● 繙続的な活動を！

みなさんの姿が頻繁に見えるほど、犯罪者には嫌なものです。

● できる範囲で！

無理をせず、みなさんのできる範囲（時間・場所）で活動しましょう。

何事も苦痛になったのでは、長続きしないものです。

● 活動後には情報交換を！

活動するだけでなく、結果について情報を交換することにより、危険な場所の改善、子どもやお年寄りへの注意喚起など、犯罪を起こりにくくする上で役立ちます。

● 地域での広報活動を！

活動していることはもちろん、活動結果から分かった危険な場所などについて地域の人々に知らせることも大切です。

また、知り得た危険な場所や注意する場所などを地図に示した「安全・安心マップ」を作成して地域の方へ配布すれば、さらに効果的です。

ここに書いた方法は、一例ですので、みなさんがお住まいの地域に合った方法で活動して下さい。

5 防犯パトロール中の着眼点

活動を通じて、安全を確保するとともに、地域の安全環境をもう一度点検、見直しましょう。

確認した「事件や事故が発生する危険性の高い場所」などは、地域ぐるみで関係機関に働きかけを行い改善していきましょう。

犯罪の起きにくい環境づくりが何より必要です。

● 防犯灯の整備が必要な場所はないか

暗い道路は、ちかんなどが出没するおそれがあります。住宅街では、各家が門灯を点灯するだけで犯罪の起こりにくい明るい街並みとなります。



● 不良少年のたまり場となるいる場所はないか

公園や店先など、不良少年のたまり場になっているところがあると、そこから非行が広がっていきます。

活動する姿を見せることが効果があります。

● 通学路に異常はないか

不審人物や不審車両がいないかなど、子どもの安全を確保するため、上下校時間は重点的な見守り活動が必要です。

● 公園などの遊び場に異常はないか

放課後、子どもたちが安心して遊べるよう、警戒や点検が必要です。

夕暮れ時に子どもが遊んでいたら、帰宅を促しましょう。

また、公園の雑草の除去や枝払いにより見通しを良くすることでも、防犯効果があります。

● **水難事故の発生するおそれはないか**

河川・用水池・ため池など、水難事故が発生するおそれのある場所を確認し、改善を働きかけましょう。

危険な遊びをしている子どもには、声をかけましょう。

● **落書きや廃棄物の不法投棄はないか**

地域内にある落書きやゴミの不法投棄、放置自転車等をそのままにすると、さらに落書きや不法投棄が増大し、地域の環境が悪化します。

環境が悪化することは犯罪の増加につながりますので、地域で早めに措置しましょう。

● **留守宅に異常はないか**

新聞受けに数日分の新聞がたまっているなど、一目で留守が分かる家などの付近に不審者(車)がいないか注意しましょう。

● **空き家などはないか**

空き家や廃屋は、非行少年のたまり場や犯罪の場所として利用されやすい場所です。空き家などの把握と管理者などへの改善の働きかけを行いましょう。

6 注意事項

- **防犯パトロールは犯罪の未然防止を念頭に**
活動中は、可能な限り地域住民の目につくようにしましょう。
- **交通事故に注意！**
パトロールの際には、反射たすきや懐中電灯を活用し、運転者から見えやすいように心がけ、交通事故に注意しましょう。
- **プライバシーを尊重し、秘密を守る**
誰もが自分の家庭のことは干渉されたくないものです。活動中に知り得た他人のプライバシーは守りましょう。
- **危険なことをする必要はありません**
あくまでも自主的な活動ですから危険を冒してまで実施する必要はありません。危険を感じたら一歩下がって警察に通報しましょう。
- **防犯診断は、相手の承諾を受けてから**
個人や公共の建物・施設等を防犯診断するときは、所有者、管理者の承諾を得て行いましょう。
- **防犯知識を身につける**
警察の行う防犯講習等に参加して防犯知識を身につけましょう。
- **連絡・通報は早めにする**
明らかに犯罪を犯そうとしているような不審者を発見したときは、直ちに警察に通報しましょう。通報が早いほど検挙の確率は高くなります。

7 不審者発見時等の通報要領

不審者を見つけても、声をかけたり無理して捕まえようとしないで下さい。
公衆電話や携帯電話で 110 番ができます（市外局番はいりません）。通報を受けた警察官は順を追って次のことを尋ねてきますので、慌てずに落ち着いて答えて下さい。

●何がありましたか？

………空き巣、ひったくりなど

不審者目撃の場合は、具体的な行動を教えて下さい。

●いつですか？

………たった今、○○分前など

●どこですか？

………市町村名、番地、目標物など

●犯人はどんな人でしたか？

………人数、服装、特徴、凶器の有無など

●犯人はどうやって逃げましたか？

………徒歩、自転車、自動車など

●逃げた方向は？

………○○通り、○○駅方向など



このほか、事件の内容により、さらに詳しく尋ねることがあります。警察では、みなさんからの 110 番通報を受けている間にも、現場に最も近いパトカーやパトロール中の警察官を急行させています。

8 防犯パトロールの活動事例

(1) 通学路における子どもの見まもり活動

● 子どもの特性を知りましょう

子どもは一つのこと集中すると、周りのことが見えなくなり、車の前に飛び出したりすることもあります。また、大人の目には見えていても、子どもの目線では見えないこともあることを知っておきましょう。

● 学校と連携しましょう

活動を通じて気づいたことや登下校時に子どもが注意すべき事項などは、定期的に地域の学校へ連絡しましょう。また、活動の内容や活動時の服装・装着品等を学校に知らせておきましょう。

● 子どもたちに積極的に声をかけましょう

子どもたちに「行ってらっしゃい」や「気をつけて帰るんだよ」と気軽に声をかけることによって、子どもたちは「地域の人たちに守られている。」と安心感を持ちます。子どもたちにとって地域の中に知っている大人が増えることは、地域の防犯力を高めるキーポイントです。

● 誘導する道路を把握しましょう

通学路を定期的に通行する大型自動車や特殊自動車の通行時間、回数など、特に登下校時間に関するこを把握しておきましょう。また、通学路上に不審な車(者)はないかチェックしましょう。

(例) 車の中から子どもに声をかけている

携帯電話のカメラで子どもを撮影している

下半身を露出したまま運転席に座っている

子どもたちに無差別に声をかけている など

● 連絡・通報は早めにしましょう

子どもを車に乗せようとしている、人目につかない場所へ連れて行こうとしているなど犯罪を行おうとしているような不審者を発見したときは、すぐに警察に110番通報しましょう。

(2) 青色回転灯装着車によるパトロール

※ 一定の条件を満たす団体には、防犯パトロールに使用する自動車へ青色回転灯を装備することができるようになりました。

● 青色回転灯を装着するためには

県内で自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロールを行うためには、警察本部長からの証明書、実施者証及び標章の発行を受けなければなりません。その後運輸支局に車検証の記載変更を行います。

● 申請前に警察署での講習が必要です

青色防犯パトロール講習を受講するなどして、パトロール中に予想される事案に適切に対応できると認められることが必要です。また、概ね2年ごとに講習を受講しなければなりません。

● 申請した地域のみパトロールできます

警察本部長に申請したパトロール活動地域以外では、青色回転灯を点灯した運行はできません。

● パトロールに専従して下さい

地域防犯のために自主的に行う防犯パトロールであり、配達や通勤など他の私的な業務をかねて行うもの、防犯活動の名を借りて自らの団体の存在をアピールするようなものは含みません。

● 申請を取り消される場合があります

認定後でも、ボランティア団体としての活動実績がなかったり、青色回転灯を装着したパトロール中の違法行為などが行われた場合、申請を取り消すことがあります。

申請条件、方法などの詳しいことは、島根県警察HPや最寄りの警察署で確認して下さい。

9 Q & A

Q 負担が重くないですか？

A たくさんの方々が参加することにより、個人の負担は減少します。活動従事者が20人いると3人1組で巡ったとしても1人当たりでは週約1回、100人確保できれば月約1回で足ります。

Q 示されたとおりにしなければならないのですか？

A 地域の住民のみなさんによる自主活動ですので、地域の実情やメンバーに合わせた方法で実施して下さい。

Q あいさつや声かけなどの簡単なことをするだけで、効果があるのですか？

A これから悪いことをしようという人は、声をかけられることにより出鼻をくじかれたり、顔を見られたことで犯罪を思いとどまったり、立ち去ったりするので、犯罪の抑止に大変効果があります。

この運動が定着することにより、広く地域全体が顔見知りとなり、地域の連帯感が醸成される効果もあります。

Q 危険はありませんか？

A 危険なことはしないように心がければ、危険はありません。不審者、不審車両を発見した際や少年のたまり場を発見した時は、声をかけたり近寄ったりせずに警察に通報して下さい。

事件・事故を目撃した際は、直ちに110番通報して下さい。

また、夕方から夜間は、反射タスキを活用するなどして、交通事故に十分気をつけて下さい。

Q 腕章などは必要ですか？

A 「自らの安全は自らで守る」ことを基本とし、誇りを持って活動するため、それぞれの地域のシンボルとして、帽子やタスキなどを作ってみてはいかがでしょうか。

腕章やタスキを着用することで、活動中であることを地域のみなさんにアピールできます。

Q 活動は昼間も必要ですか？

A 犯罪は、24時間発生しています。特に、空き巣は昼前後に多く発生しています。昼間の活動も犯罪抑止に、大変有効です。

Q 活動のための必需品や防犯グッズはどこで入手できますか？

A 帽子、腕章、たすきや夜間パトロール中に活用する蛍光チョッキや防犯ホイッスル等の必需品、防犯ブザー等の防犯グッズは地区防犯協会で紹介しています。

Q 防犯パトロールを始めるための人数制限はありますか？

A 人数に制限はありません。

5人でも10人でも結構です。できることから始めることと活動を続けることが大切なのです。あなたの活動に共感した人が次第に集まってくれるものです。

おぼえがき 連絡先メモ



最寄りの警察署・交番・駐在所

警察署・交番・駐在所名	連絡先など

メモ帳



グループ名	
連絡先	

島根県警察本部安全まちづくり推進室
問い合わせ先:0852-26-0110(代表)